

画像を含む意匠に関する意匠審査基準の改訂

審査第一部意匠課 意匠課長 木本 直美

抄録

平成28年(2016年)3月に改訂された、画像を含む意匠について適用される意匠審査基準について、その改訂の経緯、背景、具体的な内容の概要を説明する。

1. はじめに

デジタル機器で用いられる表示画像や操作画像のデザインなど、画像を含む意匠について適用される意匠審査基準が平成28年(2016年)4月1日より改訂されました。今回の意匠審査基準改訂に至る背景を含め、新しい意匠審査基準の改訂内容に関する概要および具体的なポイントについて解説をします。

2. 意匠審査基準改訂の経緯

平成18年(2006年)の意匠法改正では、意匠の定義規定である意匠法第2条第1項から導きだされる意匠が物を離れて存在するものではないとの考え方(物品との一体性)を前提として、同条第2項を新設しました。そこでは、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作(当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。)の用に供される画像であって、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれることが規定されました。この改正に対応するための改訂された意匠審査基準では、平成18年の改正当時の電子通信機器の市場状況や社会状況を前提とし、物品との一体性の観点を重視し、物品に「あらかじめ記録」されていない画像は、意匠法上の意匠を構成するものとは取り扱わないものとなりました。

しかし、その後の情報通信技術の進展に伴い、画像を含む意匠に関する保護の明確化や拡充に対する

要望は潜在的に存在し続け、意匠法の改正、意匠審査基準の改訂などを前提とした検討が続けられていきました。

まず、平成22年(2010年)3月の「多様化するデザイン創作活動を促進する意匠制度のあり方に関する調査研究報告書」において、画面デザイン保護のさらなる適正化について調査研究がなされ、23年(2011年)2月には外部の専門家等で構成される意匠制度小委員会において、今後を見据えた意匠制度の見直しという観点で、デジタル化社会の進展に伴い開発が拡大・活発化している画面デザインの保護について検討がなされました。この小委員会においては、平成18年法改正によって保護されることとなった操作画像のデザインをより現状にあわせて拡大していくべきとの意見が出されました。その翌月3月から5月にかけて開催された小委員会傘下の意匠審査基準ワーキンググループでは、画面デザインの登録要件の明確化について検討がなされ、7月には、意匠法第2条第1項の表示画像と第2項の操作画像について明確化した意匠審査基準の一部改訂が行われました。

その後、平成23年(2011年)12月から平成24年(2012年)11月にかけて、意匠制度小委員会において、ハーグ協定ジュネーブアクト加盟にむけた対応、デザインによるブランド構築の支援とともに、3Dデジタルデザインを含む保護対象の拡大について検討、議論が行われ、ハーグ協定加盟のための法律改正などを経て、平成26年(2014年)1月に当小委員会の報告書「創造的なデザインの権利保

護による我が国企業の国際展開支援について」が取りまとめられました。そこでは、画像デザインの保護制度の在り方について、法制的な枠組みと意匠制度を支える運用面の取組とによって実現される制度全体を念頭においた上で検討を進め、意匠審査基準ワーキンググループにおいて画像を含む意匠の登録要件について具体的検討を行うこと、及び、その検討結果を意匠制度小委員会に報告し、実施・侵害行為等についての考え方と共に同小委員会における検討に付すことが示されました。これを受け、意匠審査基準ワーキンググループでは、平成27年(2015年)3月から11月にかけて現行意匠法の規定の下で対応可能な画像を含む意匠の登録要件等について検討を行い、今回の意匠審査基準の改訂に至りました。

3. 意匠審査基準改訂の内容

(1) 改訂の背景

昨今、情報通信技術の急速かつ広範な進展に伴い、機能向上のたびに新たな機器を購入するのではなく、機能について事後的なアップデートをすることが可能となった機器が増加したことに加え、スマートフォンやタブレットコンピュータといった小型高性能な電子機器の急速な普及を背景として、これらの機器にソフトウェアを追加することで、従来

は様々な専用機がそれぞれ担っていた役割を、一台の機器を核として実現し得る時代へと変化してきました。

したがって、今回、このような物品そのものや物品の機能に関する利用者の理解の変化に対応して、現行意匠法が許容する範囲内において意匠の審査運用を適応させ、画像を含む意匠のより適切な保護と活用を図るために意匠審査基準の改訂を行いました。

(2) 工業上利用することができる意匠

今回、製造出荷段階で物品にあらかじめ記録された画像のみならず、その後いずれかの段階で物品に記録された画像、すなわち事後的に記録された画像についても、意匠法第3条第1項柱書適用の要件としている「意匠を構成するものであること」を満たすものとししました。

すなわち、従来から登録の対象としていたデジタルカメラ等の特定用途の機器にあらかじめ記録された画像に加え、それらの機器が有する機能のアップデートの画像についても意匠登録の対象としました。また、具体的な機能を実現するソフトウェアのインストールによって電子計算機に記録された画像についても、付加機能を有する電子計算機の意匠を構成する画像と認め、意匠登録の対象と取り扱うものとししました。ここでいう電子計算機とは、任意の




従来から登録の対象としていた画像 ○	今回登録の対象として追加する画像 × → ○	引き続き登録の対象とならない画像 ×
<p>●物品に「あらかじめ記録」された画像</p> <p>・デジタルカメラ等、特定用途の機器にあらかじめ記録された画像</p> <p>(例)</p>  <p>「デジタルカメラ」 意匠登録第1456916号</p> <p>「呼気分析器」 意匠登録第1470457号</p>	<p>●物品に「記録」された画像</p> <p>・左記の機器が有する機能のアップデートの画像</p> <p>・電子計算機(パソコン、タブレットコンピュータ、スマートフォン等に記録された具体的な機能の画像) →「○○機能付き電子計算機」の意匠として出願</p> <p>(例)</p>  <p>「歩数計機能付き電子計算機」</p>	<p>●外部からの信号等による画像を表示したもの</p> <p>・ウェブサイトの画像</p> <p>・インターネットを介して使用するソフトウェアの画像(クラウドコンピューティングを含む)</p> <p>・テレビ番組の画像</p> <p>●映画等(コンテンツ)を表した画像</p> <p>・映画、ゲームの画像 等</p> <p>(例)</p>  <p>ウェブサイトの画像 ゲームの画像</p>

図1 新たに意匠登録の対象となる画像

1) 画像を表示する際に、キャッシュと呼ばれる一時的な記憶装置に記録がなされる場合であっても、そのような一時的記録にすぎないものは、意匠に係る物品を構成する意匠法上の物品に記録された画像とは認められません。また、電子計算機に接続又は挿入された記録媒体(外付けハードディスクや記録メディアなど)に記録された画像を表示したものも、同時に、物品に記録された画像とは認められません。

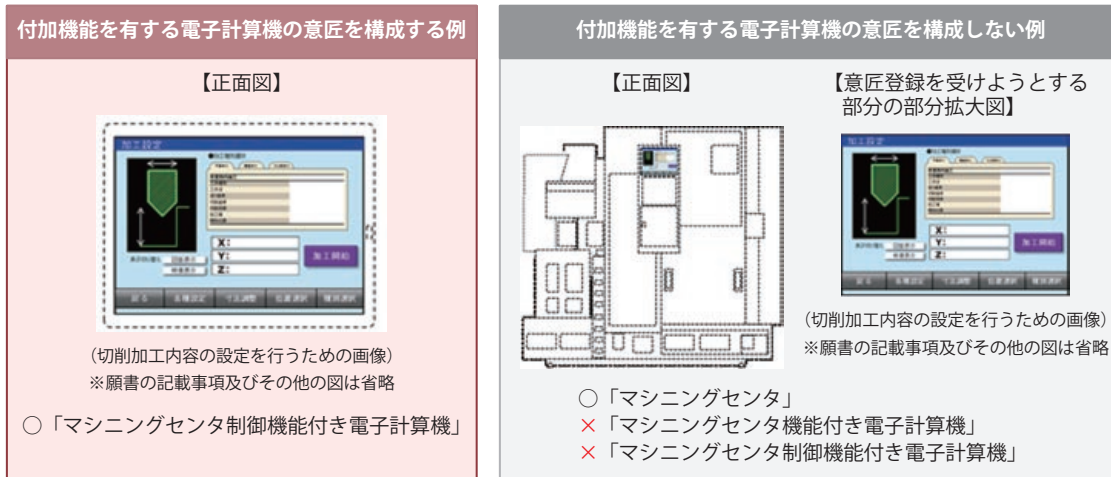


図2 付加機能を有する電子計算機

アプリケーションソフトをインストールすることで自由に機能拡張が可能となる、パソコンやタブレットコンピュータ、スマートフォン等を含む概念となっています。

他方、現行意匠法上の意匠が物品との一体性を前提とするものであることから、今般の意匠審査基準改訂においても、物品の外部からの信号によって表示される画像（ウェブサイトの画像、インターネットを介して使用するソフトウェアの画像、テレビ番組の画像等）や、物品から独立したコンテンツの画像（映画、ゲームの画像等）は、引き続き、意匠登録の対象とは取り扱わないものとなっています。

(3) 当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像

意匠法第2条第2項は、物品の操作の用に供される画像の場合、当該物品に表示されるものに加え、当該物品と一体として用いられる物品に表示されるものについても、意匠登録の対象となる画像の意匠を構成することを規定しています。

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像とは、当該物品の使用上の便宜の観点から、当該物品そのものではなく、当該物品の使用の際に同時に用いられる他の表示機器に表示される画像を指しま

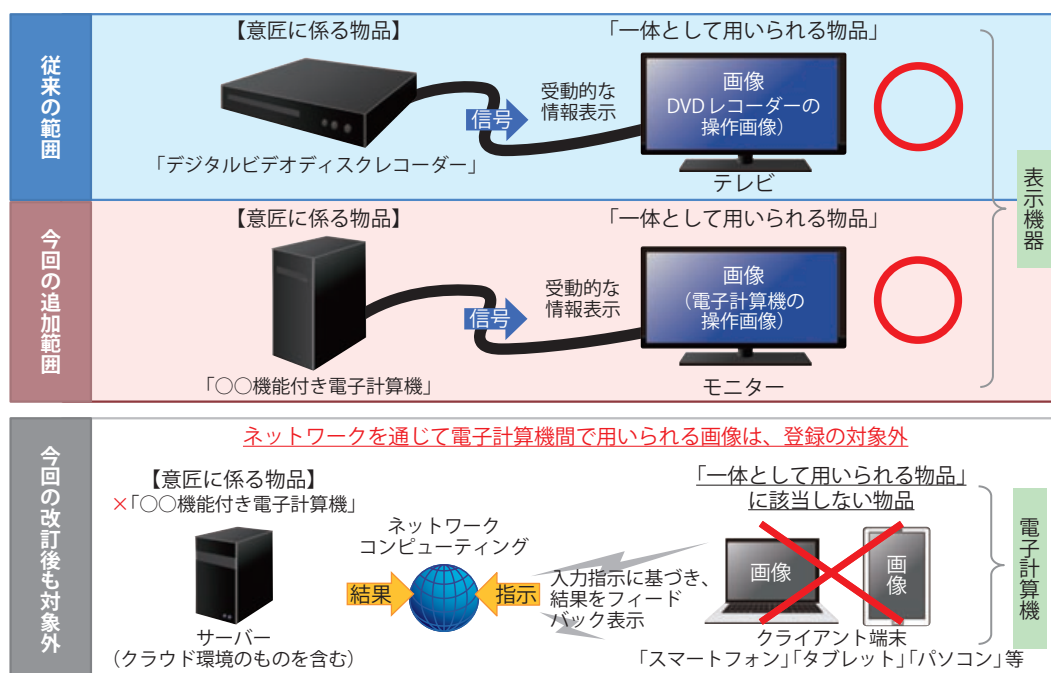


図3 当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像

す。たとえば、テレビモニターに表示される磁気ディスクレコーダーの操作画像や、データ表示機に表示される今回新たに認められることとなった付加機能を有する電子計算機の操作画像などが、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像に該当します。

他方、ネットワークコンピューティングにより他の電子計算機上で用いられる画像の場合、電子計算機は情報処理を本来的機能とするものであり単なる表示機器とすることはできないので、そこに表示される画像は、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像には該当しないものとしています。

(4) 願書の記載

今回の改訂意匠審査基準によって認められるものとなった画像を含む意匠を意匠登録出願する際に留意すべき願書の記載方法についてです。

① 願書の「意匠に係る物品」の欄の記載

物品があらかじめ有する機能のアップデートの画像の場合には、従来どおり、「意匠に係る物品」の欄には経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分を記載します。他方、付加機能を有する電子計算機の場合には、ソフト

ウェアのインストールにより実現される具体的機能を〇〇機能として特定をし、「〇〇機能付き電子計算機」と記載します。この〇〇機能は、経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分により表される物品の機能と同等の一の機能とします。また、物品の区分と同程度の付加機能を同時に複数有する電子計算機において、それらの中から使用するものを選択、決定するためのメニュー画像について意匠登録出願をする場合には、「ホームメニュー機能付き電子計算機」と記載します。

なお、「事務処理機能付き電子計算機」のように〇〇機能に総括的な機能を記載したもの、「決定機能付き電子計算機」のように抽象的機能を記載したもの、「情報処理機能付き電子計算機」のように一の具体的な付加機能を表したものでないものについては、意匠ごとに意匠登録出願されていないものとして意匠法第7条に反するものとなります。また、同じ画像が、二以上の付加機能（例えば、電子メール機能及び動画再生機能）のいずれにもそれぞれ別個に用いられるものであるような場合に、それらを並列して「電子メール機能及び動画再生機能付き電子計算機」と記載すると、意匠ごとに意匠登録出願したものと認められませんので、意匠法第7条に反するものと判断されます²⁾。

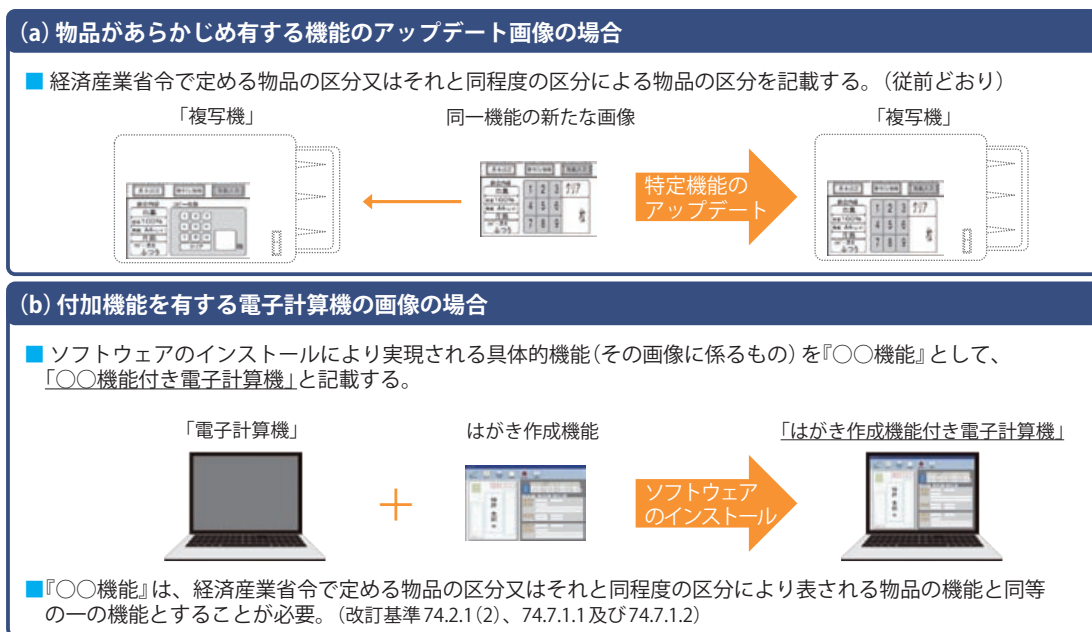


図4 意匠に係る物品

2) なお、同時に表示、使用される一の画像が、二以上の付加機能（「経路誘導機能」及び「音楽再生機能」）に係るものであるような場合には、「経路誘導機能及び音楽再生機能付き電子計算機」のように記載してもよい。

②願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

意匠に係る物品が経済産業省令で定める物品の区分のいずれにも属さない場合には、従来どおり、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載します。また、画像の具体的な用途及び機能についても、物品のどのような機能を果たすために必要な表示を行う画像なのか、又は、物品のどのような機能を発揮できる状態にするためにどのような操作を行う画像なのか、従来どおり説明を記載することが必要です。

なお、「当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像」について意匠登録出願をする場合には、「意匠に係る物品の説明」の欄には、「画像図に示す画像は、当該物品と一体として用いられる表示機器に表示されるものである」のように、一体として用いられる物品が表示機器³⁾である旨の説明をすることが必要です。

(5) 意匠に係る物品の類否判断

画像を含む意匠の類否判断をする際には、①対比する両意匠の意匠に係る物品が同一又は類似、②対比する両意匠の画像の用途及び機能が同一又は類似、③対比する両意匠の形態が同一又は類似の3点について確認をする必要があり、これら全てに該当する場合に、両意匠が同一又は類似すると判断します。

今回の意匠審査基準改訂においては、画像を含む意匠の登録の対象を拡充し、「○○機能付き電子計算機」のような新たな物品の区分の名称も認められました。したがって、「○○機能付き電子計算機」同士、あるいは、「○○機能付き電子計算機」と従来登録されていた物品との類否判断など、意匠の類否判断のうち、特に意匠に係る物品の類否について基本的な考え方を明確化しました。

まず、双方の意匠に係る物品の用途及び機能に相違があるが、その相違が形態上の特徴として現れないなど、それが総合的に判断して考慮し得ない相違である場合には、意匠に係る物品は類似と判断し、他方、画像の用途及び機能が共通する場合であって

も、比較の対象となる意匠の意匠に係る物品の用途及び機能を総合的に判断した場合に、当該画像の用途及び機能以外に明らかに異なる使用目的を含むなど、総合的に判断して考慮すべき他の用途及び機能がある場合には非類似と判断します。

たとえば、付加機能を有する電子計算機同士の場合には、それらの付加機能が相互に類似する場合に類似すると判断します。さらに、付加機能を有する電子計算機と他の物品との場合には、その付加機能を有する電子計算機単体で、当該他の物品と類似の機能及び用途を実現できる場合に類似すると判断します。他方、他の物品と同一又は類似の用途及び機能を実現するために、電子計算機が通常有する以外のハードウェアを必要とする場合には、両意匠の意匠に係る物品は非類似と判断します。

(6) 創作非容易性判断基準の明確化

前述の意匠登録の対象の拡充とあわせ、創作の成果が視覚的な特徴として現れた画像を含む意匠のみを適切に保護し、他方、ありふれた手法に基づいて創作されるような画像については、意匠権の保護の射程から外して当業者の自由利用に委ねるものとするために、創作非容易性の要件についても、判断基準の明確化を図るための改訂を行いました。

まず、多くの審決において明示的に行われている判断手法を前提に、容易に意匠の創作をすることができたか判断する際の論理構成を明記しました。すなわち、画像を含む意匠の構成態様において、それらの基礎となる構成要素や具体的態様が本願出願前に公然知られ、又は広く知られており、それらの構要素をほとんどそのまま、又は当該分野においてよく見られる改変を加えた程度で、当該分野においてありふれた手法である単なる組み合わせ、若しくは、構成要素の全部又は一部の単なる置き換えなどがされたにすぎないものである場合に、容易に創作することができた意匠と判断するものとしました。

このように判断の論理構成を明確化するとともに、当該分野においてよく見られる改変やありふれた手法についても具体的に整理をし、創作容易と判

3) この場合の表示機器は、より具体的な物品名(たとえば、テレビモニター、データ表示機、プロジェクターなど)を記載してもよい。



断される複数の想定事例をありふれた手法の類型ごとに追加しました。

次に、判断主体の知識範囲を明確にしました。すなわち、画像デザインを開発する際には、組み込まれる物品分野を超えて、画像の使いやすさやわかりやすさなども考慮してデザインする開発実態を踏まえ、創作非容易性の判断主体の知識範囲について、その意匠の出願時点における、意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界の意匠に関する通常の知識に加え、画像の創作に係る一般的知識についても含まれることを明記しました。さらに、判断の際には、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮することを明確にしました。

4. おわりに

今回、意匠審査基準の改訂により画像を含む意匠の登録対象を拡充するにあたり、画像デザインの開発や利用に関わる事業者等が参照可能な、画像を含む意匠の意匠権にまつわる判断についての考え方

(産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会報告書「画像デザインの保護の在り方について(平成28年1月)」別添2「参考資料 画像を含む意匠に関する意匠審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方」)が、有識者の協力の下でまとめられており、運用面の取り組みとともに、意匠制度全体として理解いただけることを推奨いたします。

profile

木本 直美 (きもと なおみ)

- 平成3年4月 特許庁入庁(審査第一部産業機器)
- 平成7年10月 審査第一部意匠課意匠制度企画室 室員
- 平成9年4月 総務部総務課工業所有権制度改正審議室 室員
- 平成11年7月 米国サンノゼ州立大学へ客員研究員
- 平成13年4月 審査業務部意匠課審査基準室 室員
- 平成15年3月 審査業務部意匠課意匠制度企画室 室長補佐
- 平成15年9月 総務部総務課工業所有権制度改正審議室 室長補佐
- 平成19年4月 審判部34部門 審判官
- 平成20年4月 経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課課長補佐
- 平成22年4月 同課文化情報関連産業戦略調整官
- 平成25年4月 審査第一部生活用品 上席総括審査官
- 平成26年4月 審査第一部意匠課意匠審査基準室長
- 平成27年7月 現職

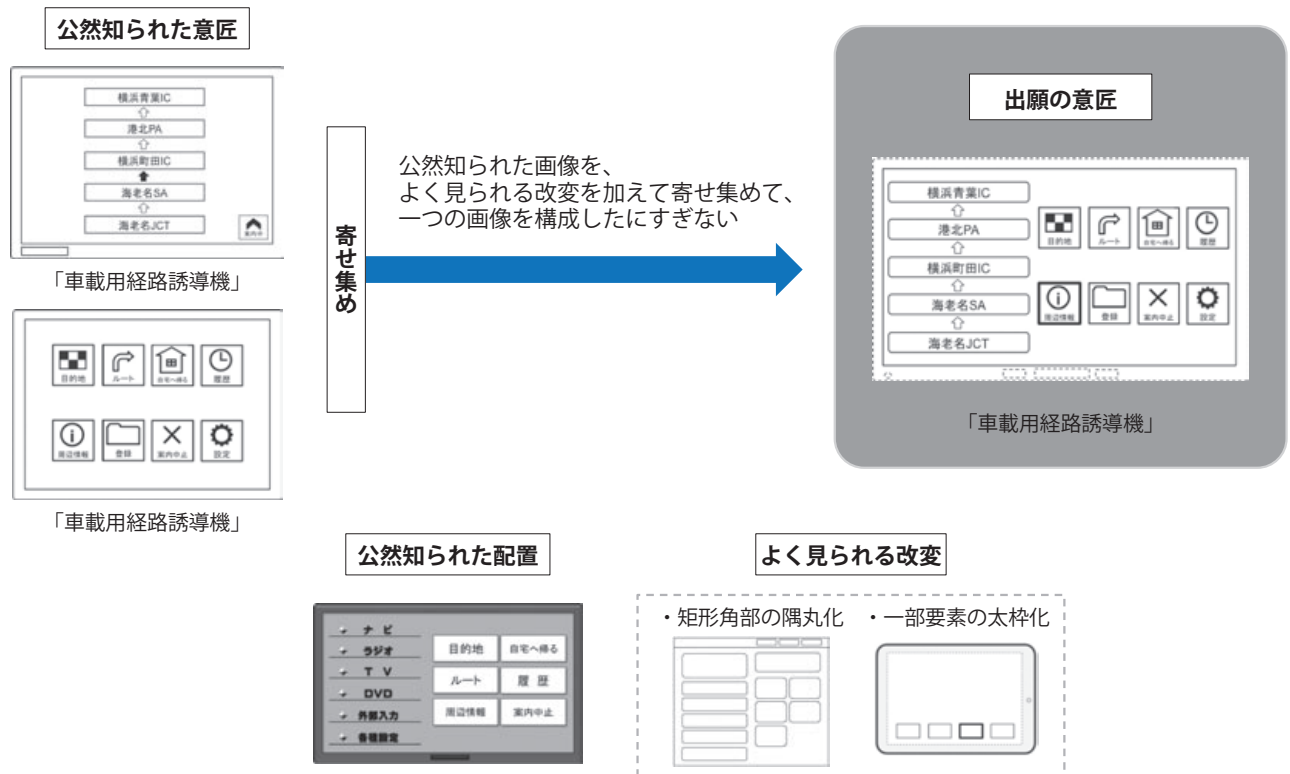


図5 容易に創作することができる意匠の例 寄せ集めによる意匠(改訂基準74.4.3.5②)